

平成 20 年 7 月 25 日

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について

中央区では、最近の鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰を踏まえ、このたび工事請負契約書第 2 1 条第 6 項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用することとしました。

記

- 1 対象資材 鋼材、燃料油
- 2 発注者負担 対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち
対象工事費の 1 % を超える額
- 3 適用日 平成 2 0 年 6 月 1 3 日
(国土交通省の運用開始日に合わせ遡及して実施)
- 4 主な運用事項 別紙「単品スライド条項の運用について」のとおり

単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不適當となった場合に、契約金額の変更を可能とするものです。

【問い合わせ先】

中央区総務部経理課契約係
TEL 03-3546-5258

単品スライド条項の運用について(ポイント)

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」(H型鋼、異形棒鋼、厚板等)

「燃料油」(ガソリン、軽油、混合油、重油)

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事及び今後の新規工事

対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負金額の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続

請負業者からの請求に基づき、発注者が確認する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求 工期末に契約変更

(2) 証明書類の提出(必須)

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3 スライド額の計算で用いる単価

「鋼材類」 変更前の単価は、設計時の単価

変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

「燃料油」 変更前の単価は、設計時の単価

変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

5 スライド額(S)の計算

$$\begin{aligned} & \text{「鋼材類」} \{ \text{搬入月の実勢価格} - \text{設計時点での単価} \} \times \text{対象数量} \\ + & \text{「燃料油」} \{ \text{搬入月の実勢価格} - \text{設計時点での単価} \} \times \text{対象数量} \\ - & \text{スライド前の請負金額の1\%相当額} \end{aligned}$$

スライド額(S)

上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6 その他

(1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項は適用しない。

(2) 工期末が平成20年9月30日以前である工事についての適用申請は、8月15日まで可能である。